

拡大生産者責任関係の法制度について

(1) 循環型社会形成推進基本法における一般原則・・・事業者の責務として以下を規定。

製品・容器等の耐久性の向上及び修理実施体制の充実等

製品・容器等の設計の工夫及び材質・成分の表示、適正処分困難化の防止等

製品・容器等が循環資源となったものの引取り・循環的利用等

(2) 個別法における拡大生産者責任

廃棄物処理法・・・廃棄物の適正処理確保の観点から、以下を規定。

○事業者の責務（第3条第2項）

事業者は、物の製造、加工、販売等に際し、製品等が廃棄物となった場合の処理困難性を評価し、適正処理が困難にならないような製品等の開発を行うこと、製品等に係る廃棄物の適正処理の方法について情報提供を行うこと等により、その製品等が廃棄物になった場合に適正処理が困難になることのないようにする責務を有する。

○適正処理困難物指定制度（第6条の3）

環境大臣は、一般廃棄物のうち市町村による適正処理が困難なものを指定し、市町村長は、製品・容器等の製造事業者等に対し、当該指定一般廃棄物の適正処理を補完するために必要な協力を求めることができる。

ゴムタイヤ・テレビ・冷蔵庫・スプリングマットレスの4品目を指定

（廃棄物処理法の特例）

上記4品目については、これらの品目に関係する製造事業者等が、廃棄物処理法又は家電リサイクル法に規定する要件を満たす場合、一般廃棄物処理業の許可を不要としている

○製品等に係る措置（第19条の2）

環境大臣は、製造業等を所管する大臣に対し、事業者に製品等の材質・処理方法の表示をさせることその他廃棄物の適正処理のために必要な措置を求めることができる。

資源有効利用促進法・・・資源の有効な利用の確保の観点から、事業者に以下の自主的な取組等を求めている。

○指定省資源化製品（自動車、パソコン等19品目）について、設計・製造段階における修理の容易化、耐久性の向上等

○指定再利用促進製品（自動車、パソコン、浴室ユニット、自転車等50品目）について、設計・製造段階における再生資源として利用可能な原材料の使用、原材料の種類数の削減等

○指定表示製品（飲料缶、ペットボトル、小型二次電池等7品目）について、材質・成分等の表示

○指定再資源化製品（パソコン、小型二次電池）について、自主回収・再資源化（廃棄物処理法の特例）

- ・指定再資源化製品について、廃棄物処理法の適用に当たっては、認定を受けた指定再資源化事業者が行う自主回収及び再資源化の円滑な実施が図られるよう適切な配慮をすることを規定
- ・廃パソコン及び廃小型二次電池については、この配慮規定を踏まえ、廃棄物処理法における広域再生利用指定制度の活用により、一定の条件を満たし環境大臣の指定を受けた場合には、一般廃棄物処理業の許可なしに当該一般廃棄物の処理を行うことができる仕組みになっている（産業廃棄物についても同様の特例制度あり）

個別リサイクル法・・・廃棄物の減量・再生資源の利用等を通じて廃棄物の適正処理及び資源の有効な利用を確保する観点から、各個別リサイクル法において製造事業者等に一定の行為を義務付けている。

容器包装リサイクル法

容器包装廃棄物について、特定容器利用事業者等に再商品化を義務付け

（廃棄物処理法の特例）

再商品化の認定を受けた特定事業者等は、一般廃棄物処理業の許可なしに再商品化に必要な行為を行うことができる

家電リサイクル法

市町村による処理・リサイクルが困難な特定家庭用機器廃棄物（エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機）について、小売業者に収集、製造業者に引取り・再商品化を義務付け

（廃棄物処理法の特例）

- ・小売業者等は、一般廃棄物及び産廃廃棄物の収集・運搬業の許可なしに特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬を行うことができる
- ・再商品化等の認定を受けた製造業者等は、一般廃棄物及び産廃廃棄物の処理業の許可なしに特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為を行うことができる 等

自動車リサイクル法（平成17年1月までの政令で定める日に施行）

使用済自動車について、自動車製造業者等にフロン類・シュレッターダスト、指定回収物品（エアバッグを想定）の引取り・再資源化等を義務付け

（廃棄物処理法の特例）

- ・登録を受けた引取業者及びフロン類回収業者は、一般廃棄物及び産廃廃棄物の処理業の許可なしに使用済自動車の収集・運搬を行うことができる
- ・許可を受けた解体業者は、一般廃棄物及び産廃廃棄物の処理業の許可なしに使用済自動車等の再資源化に必要な行為を行うことができる
- ・許可を受けた破砕業者及び認定を受けた自動車製造業者等は、産業廃棄物処理業の許可なしに解体自動車等の再資源化に必要な行為を行うことができる 等